

公告第3号

会津坂下町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）（案）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告する。

令和8年3月11日

会津坂下町長 古川庄平



1. 会津坂下町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）（案）の縦覧期間  
自 令和8年3月11日  
至 令和8年3月25日
2. 農用地利用計画案の縦覧場所  
会津坂下町役場 産業課 農林振興班 会津坂下町字市中三番甲3662番地
3. 意見書の提出方法等
  - ・ 書面での提出とし、日本語に限る。電話や窓口における口頭意見は受付しない。
  - ・ 個人の場合にあつては、住所、氏名を記載すること。
  - ・ 法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
4. 意見書の処理等
  - ・ 意見書については、会津坂下町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。
  - ・ 意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。